

島本町立第二中学校学校協議会設置要項

(設置)

第1条 島本町立第二中学校に学校協議会(以下「協議会」と言う。)を設置する。

(趣旨及び目的)

第2条 協議会は、保護者や地域住民の意向を把握し、学校教育活動に反映させることにより開かれた学校づくりを進めるために設置する。

2 協議会は、校長の求めに応じ保護者や地域住民等が参加して多様な観点から意見交換や提言を行うことにより、保護者や地域住民等の学校に対する理解と信頼を深めるものとする。

(役割)

第3条 協議会は、校長・委員相互の協議により、次の各号について意見交換や提言を行う。

- (1) 学校教育活動全般に関すること。
- (2) 学校の特色づくりの方策等に関すること。
- (3) 前2号のほか、前条の趣旨を実現するために必要なこと。

(委嘱)

第4条 協議会は、学校教育に対する理解と見識のある保護者や地域住民、有識者等から校長が委嘱した委員をもって構成する。

2 委員の人数は、10名以内とする。

(任期等)

第5条 委員の任期は、委嘱した日からその年度の末日までとし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の運営等)

第6条 委員の中から会長を互選する。

2 会長は、校長と協議の上、会議を召集する。

3 会長は、校長や委員の提示した協議議題について、意見交換や提言を行うために会議を運営する。

4 校長は、会長の求めに応じ協議事項について説明し、意見を述べる。

5 協議会は必要に応じ、校長の同意を得て、委員以外からの意見を聴取することができる。

6 校長は、協議会で出された意見や提言について、必要に応じ校内で検討し、その結果を協議会に説明する。

7 校長は、協議事項や協議会で出された意見・提言について、保護者や地域社会に広く情報提供を行う。

8 協議会は、少なくとも各学期に1回程度開催する。

9 協議会は、原則として公開とする。ただし、学校運営への支障やプライバシーの侵害のおそれがあるなどの場合は、非公開とすることができる。

10 校長は、委員の委嘱や協議会の運営について、必要に応じ島本町教育委員会事務局と協議を行う。

(守秘義務等)

第7条 校長は、委員に対して、協議会において知り得たことについて守秘義務を課することができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局を本校に置き、協議会に関する庶務を行う。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、校長が定める。

附 則

この要項は、平成15年4月1日から施行する。

この要項は、平成15年7月23日から施行する。

この要項は、平成16年7月23日から施行する。

この要項は、平成21年5月28日から施行する。